

シティズンシップの視点から見た道徳性の教育

水山 光春

(京都教育大学)

Considering Moral Education from the Viewpoint of Citizenship Education

Mitsuharu MIZUYAMA

2014年11月30日受理

抄録：「特別の教科 道徳」が、早ければ2018年度にも学校カリキュラムに導入されようとしている今日、この新しい教科とシティズンシップ教育はどのような関係を切り結べば良いかを明らかにするために、川口広美、英国シティズンシップ教育試問委員会、クリック、B.、山脇直司らの論考を比較の視点として、シティズンシップ教育と道徳性や道徳教育との関わりを考察した。その結果、次の暫定的結論を得た。1) 参加型民主主義を支える市民の育成をめざすシティズンシップ教育は、「公」あるいは「私」のいずれかに取り込まれてしまうことのない「公共」空間における人々の関わりと、公私のバランスを重視する。2) 私的個人的道徳性を公的社会的道徳性へと引き上げる「能動的シティズンシップ」の鍵となるものは、個人の内発性、応答性であり、そこでは個人の人権とともに、公共空間における対話や応答を可能とする「手続き的価値」や、「信頼」「思いやり」「責任」が重視される。3) シティズンシップにおける道徳性は、「道徳性」単独では教えられず、それらは知識・理解や技能とセットになることによってはじめて効果的に教えられる。

キーワード：シティズンシップ教育、道徳教育、道徳の教科化、社会的道徳的責任、政治的リテラシー、

I. はじめに

21世紀になって、世界規模での急激かつ大規模な環境や社会、経済の変化を背景に、シティズンシップ教育への関心が世界的に高まっている。国際的な会議も頻繁に行われるようになった。中でも英国イングランドにおけるシティズンシップ教育が、世界で最初に学校教育に必修教科として導入されたこともあって注目を集めている。以上に鑑みて本稿では、英国イングランド（以後、特に必要のない限り「英国」と略す）のシティズンシップ教育（以後、必要に応じて「CE」（Citizenship Education）と略す）の動向を中心にしてCEと道徳教育との関わりについて検討する。

衆知のように英国のナショナルカリキュラム（以下、必要に応じて「NC」（National Curriculum）」と略す）に必修教科としてのシティズンシップが加えられたのは、1999年（実施は2002年）¹⁾のことである。以後、2007年（同2008年）²⁾、2013年（同2014年）³⁾と改訂され、2013年9月11日に発行された最新版は2014年度秋学期から導入されることになっている。その間、NCシティズンシップは、法的拘束力を持つ基礎教科(foundation subject)として「社会で能動的に活動するための自信や責任感」を育成するという大目標に変化はないものの、具体においては、抽象的な「思慮深く責任感のある市民の育成」（1999）から積極的な「コミュニティへの参加」（2007）へ、そしてさらに積極的な活動から一步引き下がった「個人の準備状態の育成」（2013）へと変化し、その学習内容も2013年版においては大きくスリム化された。

このような変化は、当然のことながらCEと道徳性の教育との関わりにも影響を与えることになる。すなわち変化しつつあるNCシティズンシップのどの側面をとらえて論じるかによって、CEと道徳性の教育の関わりについての考察もニュアンスの異なったものになる。そこで本稿では、上に述べた大きな流れを視野に入れつつも、基本的にはシティズンシップ教育全盛期とも言える1999年版、2007年版カリキュラム、およびその基礎となっている諮問委員会報告書（1998）⁴⁾、および諮問委員会の議長であったB.クリックの論考を中心に考察する。

Ⅱ. ストランドとしての社会的道徳的責任・政治的リテラシーと道徳性

英国の CE の特色を示すものに「社会的道徳的責任」「政治的リテラシー」「コミュニティへの関与」の三つの「ストランド」⁵⁾がある。ストランドという考え方は、我が国の学習指導要領における教科の構造にはこれまでなかったもので、英国のシティズンシップ教育の特色を示すものとしてしばしば引き合いに出されてきたが、シティズンシップ教育の究極の目標が「参加型の民主主義社会を支える市民の育成」ととらえられてきたこともあって、これら三つのストランドの中では比較的、政治的リテラシー（水山 2009, 蓮見 2014）やコミュニティへの関与（長沼 2003）についての論考が多かった。

社会的道徳的責任の視点からの数少ない考察に、川口広美（2009）のものがある。川口はシティズンシップ教育における道徳性を、中等学校におけるシティズンシップと初等学校における PSHE（Personal Social Health Education＝人格・社会・健康 教育）の比較を通して考察し、シティズンシップにおける道徳性について次のように結論づけた。

- ①これまでのイングランドの研究成果から 2 点の合意点を示すことができる。
 - 道徳性とは公（社会）／私（個人）、考え方／行動という二つの対立軸を前提として成立している。
 - 道徳性育成はシティズンシップ教育にとって重要であるという合意には達している。
- ②シティズンシップ教育における道徳性の位置づけには次の 3 点の特質がある。
 - A) 知識・理解や問題解決といった社会参加をめざすシティズンシップ学習の一部を担うものとして、道徳性についての学習を位置付けている。
 - B) 公的社会的な道徳性育成に焦点を当てている。
 - C) 具体的には社会問題を道徳的視点から検討し、それに関連して知識やスキルの獲得が行われている。
- ③シティズンシップ教育では「よき市民とよき人物は必ずしも一致しない」という前提に立ち、私的個人的な道徳性の育成からは一歩引き下がり、公的社会的な道徳性を育成しようとしている。（川口 2009）

川口の考察の特色は、CE そのものについては敢えて定義づけることをせず、むしろ CE の意味を広くとらえることを可能にした上で、CE における道徳性をメタに分析した点にある。それに対する本稿における筆者のスタンスは、CE のそもそもの精神を、諮問委員会報告書に従ってより積極的/能動的にとらえた上で、そのような能動的シティズンシップ（active citizenship）を支える道徳性について考察することによって、CE と道徳教育との関わりをより明確に浮かび上がらせようというものである。

ちなみに、諮問委員会報告書はシティズンシップ教育の目的を次のように述べている。

我々の目的は、この国の国全体及び各地域の政治文化に単なる変化以上のものをもたらすことである。それは人々が自らを能動的な市民であるとみなし、主張し行動する前に証拠を重みづける批判的能力をもって、進んで公的な生活に影響を与えることを望みかつ行うことである。それはまた、若者たちに、コミュニティへの関与と公的なサービスの伝統において、根本的（radical）に最善のものを構築し拡張させることであり、彼らの一人一人が関与と行動の新しい形を発見することに自信を持たせることである。（QCA 1998, 8-9）

ここに記された CE の目的は、「公的生活に対して能動的な市民の育成にある」とする点で、「自由主義」と「公民共和主義」という伝統的な二つのシティズンシップに即して述べるなら、まさに徹底した後者の根本的かつ過激（radical）な宣言と言えるだろう。またそのときには当然に、三つのストランドは分かちがたく結びつかざるを得ず、とりわけ道徳性は「社会的道徳的責任」と「政治的リテラシー」との関わりのなかで論じられるべきものとなるだろう。

さらに諮問委員会報告書は、ストランドとしての「社会的道徳的責任」そのものについて、次のように述べている。

(a)子どもたちは、非常に早い段階から、学校の内外で、目上の人や友達同士に対しての自己への信頼と社会的道徳的に責任ある行動について学ぶ。この学習は、学校内のみならず学校外でも、子どもたちがグループで作業をしたり遊んだり、また地域の行事に参加する場合にも展開されるべきである。シティズンシップのこのような側面については論ずるまでもないと考え向きもあるかもしれないが、我々はそれはシティズンシップの根幹にかかわると確信している。このような道徳的価値や人格的成長への誘いはシティズンシップの準備状態の本質なのである。また、学校のすべては、シティズンシップ以前であり、政治以前であると見なす向きもあるが、このような見方は間違っている。子どもたちはすでに学習や話し合いを通して、公正の概念や、法やルール・意思決定・権威・地域の環境についての態度、そして社会的道徳的責任を形成しつつある。(下線部：水山)」(QCA 1998, 2.11(a), pp.11-12)

一方、政治的リテラシーについては次のように述べている。

子どもたちは、知識とスキルと価値を通して、公的な生活において役立つとはどういうことか、またどうすれば役立つことができるのかを学ぶ。「政治的リテラシー」ということばは、政治についての知識より広い意味を持っている。(下線部：水山)「公的な生活」ということばも、紛争解決に向けての現実的な知識と準備、日常の主要な経済的社会的諸問題に関連する意思決定、雇用に関する個人的な期待と準備、公共財の配分と合理的な課税についての議論を含むもっとも広い意味で使われる。このような準備は、問題がローカル・ナショナル・グローバルに起こるか否かにかかわらず、また政府や社会のあらゆるレベルにおいて、ローカル・ナショナルの両方のレベルを含む、公的な政治的機関から非公的なグループにおいてまで必要とされる。(QCA 1998, 2.11(c), p.13)

そして次のように総括する。

我々の議会制民主主義におけるシティズンシップ教育の理解は、一つの体に、社会的道徳的責任、コミュニティへの関与、政治的リテラシーの三つの頭がついているようなものである。「責任」は道徳的「徳」と同様に本質的に政治的であり(下線部：水山)、それは、(a)他者へのケア、(b)他者への役立つ行為の熟慮と予測、(c)結果についての理解と対応を含んでいる。(QCA 1998, 2.10, p.11)

すなわち諮問委員会報告書曰く、社会的道徳的責任はシティズンシップとも政治とも重なり、また、政治的リテラシーも単なる政治にかかわる知識以上のスキルや価値を含み、それゆえに「責任」は道徳的な「徳」と同様であるととも、まさに行為の結果責任を引き受けるという意味で、本質的に政治的なのである。

では、クリックその人は道徳や政治的リテラシーについてどのように考えているのだろうか。クリックの道徳観は、シティズンシップをクロスカリキュラー・テーマの一つとした NC (1989) ⁶⁾ を作った当時の首相であるサッチャーの言うシティズンシップへの批判を通して知ることができる。クリック曰く、

サッチャー首相の言うシティズンシップとは、見ず知らずの他人、とりわけ恵まれない人々を家族同様に支援する義務が各個人にある、という意味であった。道徳的に見れば、権利のあるところ義務もある、という相応関係があるし、相応関係がなければならない。つまりサッチャーの言うシティズンシップはどこまでも「個人的な道徳としての美德」なのであり、それゆえに、「そうした義務は個人が自発的に発揮すべきであってそうしてこそ個人は高められる。それぞれが互いに必要なものであり、ジョン・スチュアート・ミルも、イマニュエル・カントもそう言っている。そこまではよろしい。(中略：水山) といえ、シティズンシップに関するサッチャー流レトリックには真理ではない半面もある。ボランティア的な努力で穴埋めができるという考えである。(中略：水山) 個人のボランティア的な社会事業や慈善事業というシティズンシップの新しい意味が間違っている理由は、ボランティアを主とするようなシステムでは、ニーズやニ

ーズを踏まえた合理的優先順位に資源がとうてい及ばない、ということである。(クリック, 141-145)

つまりクリックは、自発性が道徳的シティズンシップにとって必要だとは認めるものの、その自発性を当てにしてボランティアや慈善事業にばかり頼っていたのでは、本来、公的な場面における共同行動で解決されるべきものが解決されなくなることを心配する。それゆえにこそ、クリックがシティズンシップ教育を通じて育成しようとするのは、「相互に働きかけ、公的な場で能動的な個人」(148)なのであり、「市民的シティズンシップを提唱し、教え広めようとしているのは、自分が正しいと思っているあらゆる事柄や(哲学者たちの言う)実質的価値ではない手続き的な価値」(149)なのである。ここに熱烈な公民的共和主義者でありながら、その公民的共和主義を冷めた目で見ているクリックの批判精神ともいえる冷静さがあり、それゆえにこそ彼が、単なる知識・理解ではない知識・スキル・価値の融合としての政治的リテラシーを重視する由縁がある。

クリックは政治的リテラシーについて次のように述べている⁷⁾。

政治リテラシーとは、知識・技能・態度の複合体である。この三つは一緒に発達していくもので、それぞれが残りの二つの条件となる。(中略) 政治リテラシーとは、日常生活や日常言語から取り出された概念を現実に即して理解できることである。政治リテラシーが身についたと言えるのは、主だった政治論争が何かをめぐってなされ、それについて主だった論者たちがどう考え、論争がわれわれにどう影響するかを習得したときである。また、政治リテラシーが身につくと、特定の争点をめぐって、自分で何かをしようとすると、効果的に、かつ他人の誠意や信条を尊重しながら事に当たるようになる。(クリック, 89)

なおここで言う「知識・技能・態度」とはおおよそ次のようなものである。

知識

- ① 争点に関する基本的な情報
- ② 争点の性質に関する知識や理解を活用して能動的に参加する方法
- ③ もっとも効果的な問題解決策を判断する方法
- ④ 問題が解決された場合、政策目標がどれくらい達成されたのかを評価する方法
- ⑤ 他者がものごとをどう見ているか、自らの行動をどう正当化しているかを理解する方法および正当化の理由をつねに提示するよう他者を促す方法

態度

- ・ なんらかの価値を前提とした態度、手続き的価値
- ・ 自由、寛容、公正、真実の尊重、理由を示す議論の尊重

技能

- ・ 能動的に参加し、コミュニケーションがとれる。
- ・ 参加を拒否する場合には明確で筋の通った説明ができる。
- ・ 他者のさまざまな見解に寛容でありながら、改革やその達成方法について考えることができる。

ちなみに CE の全体について、諮問委員会報告書は次のように本質的要素を指摘している。

【価値と性向】

- ・ 共通善への関心
- ・ 人間の尊厳と公平性への信頼
- ・ 紛争解決への関心
- ・ 共感的理解をともなった協働や他者のための協働への性向
- ・ 責任ある活動への傾向、すなわち(他者や自分自身への配慮、行動が他者に与える影響についての予測

と計算、予期できない、あるいは不幸な結果の責任の受容)

- ・ 寛容の実践
- ・ 道徳律に従った判断と行動
- ・ (自分の) 視点を守ることの勇気
- ・ 議論や証拠に照らして自分自身の意見と態度を変えることへの開かれた意思
- ・ 個々人の自発性と努力
- ・ 礼儀正しさと法の支配への尊敬
- ・ 正しく行動することの決定
- ・ 公平な機会とジェンダーの平等への献身
- ・ 活動的シティズンシップへの献身
- ・ 奉仕活動への献身
- ・ 人権への関心
- ・ 環境への関心

【スキルと能力】

- ・ 口頭と筆記の両方で論理的に議論をする能力
- ・ 効果的に他人と協力し、働く能力
- ・ 他者の経験と見解について熟考し、その価値を認める能力
- ・ 他者の視点に寛容である能力
- ・ 問題解決アプローチを発展させる能力
- ・ 情報を収集するために、現代的なメディアとテクノロジーを用いる能力
- ・ 一つの証拠を鵜呑みにしない証拠への批判的な接近と新鮮な証拠を探す能力
- ・ ごまかしと説得の形 (の違い) を識別する能力
- ・ 社会的・道徳的・政治的な挑戦と状況を確認し、それに対応し、影響を与える能力

【知識と理解】

- ・ 地域、国、EU、英連邦、そして国際レベルでの時事的、今日的な問題
- ・ 機能と変化を含む民主的なコミュにティの性質
- ・ 個人と地域的でボランタリーな共同体との相互依存
- ・ 多様性、不同意及び社会的な対立の性質
- ・ 個人と共同体の法的、道徳的な権利と責任
- ・ 個人と共同体が直面する社会的・道徳的・政治的な変化の性質
- ・ 機能と変化を含むローカル、ナショナル、ヨーロッパ、英連邦、そして国際レベルでの英国の議会制的な政治的・法的なシステム
- ・ コミュニティにおける政治的でボランタリーな活動の性質
- ・ 消費者、雇用者、被雇用者、家族、およびコミュにティのメンバーとしての市民の権利と責任
- ・ 個人と共同体に関連する経済的なシステム
- ・ 人権憲章と論点
- ・ 持続可能な開発と環境問題

(Overview of essential elements to be reached by the end of compulsory schooling, *Education for Citizenship and Democracy in the Schools*, QCA 1999, 44)

報告書はストランドのすべてを包含した要素 (エレメント) について述べているので、ここでの態度は政治的リテラシーに限定されるものではないが、手続き的な知識、手続き的な価値、手続き的なスキルが重視され、これらが相互に結びついていることがわかる。

すなわちクリックにとって、多様な利益や主義主張がぶつかり合う社会において「論争」は必然的であり、争点を知り「争点をめぐって、自分で何かをしようとする」あるいは「効果的に、かつ他人の誠意や信条を尊重し

ながら事に当た」ろうとするならば、論争に参加するにあたっての手続き的な知識や態度、技能がどうしても必要になる。そして同時に手続き的な価値が求められる。その意味でも、政治的リテラシーと道徳的な態度や価値は強固に結びつく。

Ⅲ. 公共哲学としての活私開公と道徳性

NC・CEの中核的概念に能動的シティズンシップ（active citizenship）がある。この能動的シティズンシップとよく似た概念に、山脇直司の提唱する「活私開公」がある。本節ではこの「活私開公」を比較の対象に、シティズンシップの道徳性とその特徴について検討しよう。山脇は「活私開公」を次のように説明する。

活私開公…「私という個人」一人ひとりを活かしながら、「人々の公共を開花させ、政府の公的活動を開いていく」という考え方や行動パターン（山脇 2011, 45）

つまり、山脇にとっての「活私開公」は、個人主義的な自由と公民共和主義的な公共性をともに開花させることなのである。さらにこれらと土俵を同じくして論じられる「滅私開公」「滅私奉公」「滅公奉私」を次のように説明する。

滅私開公…「他者のために、私利私欲を投げ捨てて人々の公共性を開花させる活動」

滅私奉公…「自分の私欲・私情を捨てて、国家や社会のために尽くすこと」

滅公奉私…「自分と身内や仲間の利益」だけを追求する考え・行動・ライフスタイル
（山脇 2011, 39-44）

そして、「滅私奉公」と「滅公奉私」は「一見対極のようでありながら、容易に補完関係になりうる」（44）人間関係であり、いずれも「お上」としての「公」しか想定していないのに対して、「滅私開公は活私開公を実現するためにも不可欠」（46）であり、両者の協働によって、新しい公共が掲げる「支え合い活気のある社会の実現が可能になる」と考える。そうして「滅私奉公・滅公奉私」と「活私開公・滅私開公」を大きく対にしてとらえようとする。

また山脇は、社会的存在としての人間の間での原理・原則である倫理を、「義務、徳、公共善・公共悪の三つの次元で成り立つ」（60）と考える。

義務倫理——滅公奉私を逃れ、活私開公と滅私開公の連携のための基礎

人間が人間として「しなければならない」「してはならない」「するべき」「従うべき」等々の行為、ことがら

徳 倫理——活私開公を支えるための基礎

人間の「内発的」ないし「応答的」行為に基づく
自発性、生きがい、士気、信頼関係、幸福等

公共善・公共悪——社会制度と政策の基礎

公共善＝医療や年金などの福祉制度、教育制度、自然環境、文化財、金融の安定等
公共悪＝汚職、貧困、公害、環境破壊（山脇 2011, 61-66）

さらに山脇は活私開公を支える基本原理として「人権・徳・責任」の三つをあげ、それぞれを次のように説明する。

人権 ——自由権、社会権、公共の福祉

徳 —— 「自己の権利」と「公共の福祉」とのバランス感覚, 「信頼」「ケア」
 責任 —— 「応答」(responsibility) (山脇 2004, 145-150)

そしてこれらの原理が働く場所として, 「政府の公」でも「個人の私」でもない「多次元的な公共世界」を想定する。

自己 —— 国民的自己, エスニックな自己, 地球市民的自己...
 他者 —— 国民的他者, エスニックな他者, 地球市民的他者...
 公共世界 —— 学校, 地域共同体, 国, 地球全体... (山脇 2004, 218-219)

IV. シティズンシップ教育における道德性

前節まで, CE と道德性や道德教育との関わりについて, 川口の論考を手始めに, シティズンシップ教育諮問委員会, クリック, そして山脇を比較の視点として, CE と道德性や道德教育との関わりについて考察してきた。川口の論考の要点は, 再録すると大きく次の3点にまとめることができる。

- ① 道德性を, 公(社会)／私(個人), 考え方／行動という二つの対立軸を前提とすると, CE は道德性を重視するとともに, 公的社会的な道德性育成に焦点を当てている。
- ② 具体的には社会問題を道德的視点から検討し, それに関連して知識やスキルの獲得が行われている。
- ③ CE では「よき市民とよき人物は必ずしも一致しない」という前提に立ち, 私的個人的な道德性の育成からは一歩引き下がり, 公的社会的な道德性を育成しようとしている。

それに対する筆者のこれまでの検討結果は以下の通りである。

- 1) 単なる個人主義的自由主義ではなく公民的共和主義を前提とするシティズンシップは, シティズンシップの私的側面よりも公的側面を重視しているという川口の指摘は正しい。また, 公的社会における不完全なデモクラシーをより確かなものにするために知識やスキルの獲得を目的としているという指摘も正しい。
- 2) しかし, それが, 「私的個人的な道德性の育成からは一歩引き下がり, 公的社会的な道德性を育成しようとしている」と言えるかどうかにはさらに検討の余地がある。NCにおけるシティズンシップの特徴はそれが「能動的」(active)であることであり, 能動的であるということは公的道德性の育成に「引き下がる」ことではない。そのようなレトリックではシティズンシップのエッセンスを読み違えてしまいかねない。シティズンシップの本質はむしろ, 個人的な道德性の育成から公民的道德性の育成へと「引き上げる」ことである。
- 3) 個人的道德性から公的道德性へと橋渡しをする能動的シティズンシップの鍵となるものが個人の「内発的」ないし「応答的」行為に基づく「徳」であり, クリック曰くの, 自由, 寛容, 公正, 真実の尊重, 理由を示す議論の尊重といった手続き的価値であり, 山脇曰くの「自己の権利」と「公共の福祉」とのバランス感覚, 「信頼」「ケア」であり, 「責任」である。
- 4) そして, それらの能動的シティズンシップや徳が働く舞台が「多次元的な公共世界」である。

川口の考察には含まれていない 3), 4) の視点からの検討が, 今後のシティズンシップ教育における道德性の検討においては必要となるだろう。

V. まとめに代えて

川口の論考についての考察を踏まえた、CEにおける道徳性に関する筆者の現在の結論は次の通りである。

- 1) 参加型民主主義を支える市民の育成をめざすシティズンシップ教育は、「公」あるいは「私」のいずれかに取り込まれてしまうことのない「公共」空間における人々の関わりと、公私のバランスを重視する。(このことは、「公」について語る場合においては「私」の、「私」について語る場合には常に「公」の視点を対抗的に持つことを意味する。)
- 2) 私的個人的道徳性を公的社会的道徳性へと引き上げる「能動的シティズンシップ」の鍵となるものは、個人の内発性、応答性であり、そこでは個人的人権とともに、公共空間における対話や応答を可能とする「手続的価値」や、「信頼」「思いやり」「責任」が重視される。
- 3) シティズンシップにおける道徳性は、「道徳性」単独では教えられず、それらは知識・理解や技能とセットになることによってはじめて効果的に教えられる。

以上を視点にして、道徳の教科化に関する昨今の動きを最後に検討しておこう。道徳教育の充実に関する懇談会報告書(2013)は第2章「道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか」における「2 道徳教育の内容、指導方法、評価について、(2)改善の方向、② 道徳教育の指導方法、ア 児童生徒の発達段階をより重視した指導方法の確立・普及」において、道徳教育におけるシティズンシップ教育について、次のように記している。

自分自身も社会に参画し、役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり、社会について多角的・批判的に考えさせたりするような、社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育(いわゆるシティズンシップ教育)の視点に立った視点も重要となる。その際、他教科の指導との関連も図りながら、法やルール意義を理解して、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、安定した社会関係を形成することの重要性やそのための具体的な方策について考えを深めるなどの視点も重視する必要がある。このことは、いじめ防止等についての児童生徒の主体的な参画を促す上でも重要である。(道徳教育の充実に関する懇談会, p.11)

この段落は二つの文からできているが、前半のシティズンシップ教育の説明、すなわち「自分自身も社会に参画し、役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり、社会について多角的・批判的に考えさせたりするような、社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育(いわゆるシティズンシップ教育)の視点に立った視点も重要となる」は、社会への参加の仕方、役割の担い方に曖昧さを残してはいるが、基本的に上に述べた多角的・批判的・能動的なシティズンシップの精神を満たしていると言えよう。

しかしながら、後半部分の「法やルール意義を理解して、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、安定した社会関係を形成することの重要性やそのための具体的な方策について考えを深める」については、その言わんとするところが曖昧であり、規範を守ることが重視する受動的なシティズンシップ教育を、奨励しているともいえないとも解釈可能である。ちなみにこれらの文脈は、中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申)」第2章「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について(1 教育基本法改正の必要性和改正の視点)」(平成15年3月20日)とも符合している。

シティズンシップ教育と道徳教育の関わりを論じるにおいては、このような規範性を一概に排除することなく受け入ながらも、より前半部分に焦点を当てて強調していくことが重要になるだろう。

【文献】

- Department for Education and Employment / The Qualification and Curriculum Authority (DfEE/QCA)
(1999) *Citizenship, the National Curriculum for England*, London, DfES/QCA.
- Department for Education (2013) National curriculum in England: citizenship programmes of study for key stages 3 and 4 (2013.9.11)
- National Curriculum Council (1990) *Curriculum Guidance 8 Education for Citizenship*, NCC.
- Qualifications and Curriculum Authority (2007) *Citizenship Programme of Study*.
- Qualifications and Curriculum Authority (1998) *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools. Final report of the Advisory Group on Citizenship*, QCA/DfEE.
- クリック, B. (2011) 『シティズンシップ教育論 政治哲学と市民』法政大学出版局 (=Crick, B., 2000, *Essays on Citizenship*, Continuum, London)
- 川口広美 (2009) 「シティズンシップ教育と道徳教育の関係問題」第 58 回全国社会科教育学会全国研究大会発表資料 (2009.10.10, 弘前大学)
- 道徳教育の充実に関する懇談会 (2013) 「今後の道徳教育の改善・充実について」(報告) (平成 25 年 12 月 26 日)
- 長沼 豊 (2003) 『市民教育とは何か』ひつじ市民新書 002.
- 蓮見二郎 (2014) 「市民的共和主義とシティズンシップ教育ー『公共生活における政治哲学』・『市民的共和主義と市民教育』の検討を通じてー」九州大学政治研究会, 政治研究, 第 61 号, pp.37-51.
- 水山光春 (2009) 「政治的リテラシーを育成する社会科－フェアトレードを事例とした環境シティズンシップの学習を通してー」日本社会科教育学会, 社会科教育研究, 第 106 号, pp.1-13.
- 山脇直司 (2004) 『公共哲学とは何か』ちくま新書 469.
- 山脇直司 (2011) 『公共哲学からの応答』筑摩選書 0037.

【注】

- ¹⁾ Department for Education and Employment / The Qualification and Curriculum Authority (DfEE/QCA)
(1999) *Citizenship, the National Curriculum for England*, London, DfES/QCA.
- ²⁾ Qualifications and Curriculum Authority (2007) *Citizenship Programme of Study*
- ³⁾ Department for Education (2013) National curriculum in England: citizenship programmes of study for key stages 3 and 4 (2013.9.11)
- ⁴⁾ Qualifications and Curriculum Authority (1998) *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools. Final report of the Advisory Group on Citizenship*, QCA/DfEE.
- ⁵⁾ ストランド (strand) は「撚り糸」または「要素, 成分」などと訳されることが多い。ストランドとよく似た概念に「エレメント (element)」がある。エレメントも一般的には「要素」と訳される。シティズンシップ教育におけるエレメントには「知識と理解」「価値と性向」「スキルと能力」の三つの側面がある。ストランドとエレメントを比べると, エレメントが到達目標に, より密接に結びつくのに対して, ストランドは学習の方向目標や場面を提供するものといえる。
- ⁶⁾ National Curriculum Council (1990) *Curriculum Guidance 8 Education for Citizenship*, NCC.
- ⁷⁾ 訳書では political literacy を「政治的リテラシー」ではなく「政治リテラシー」と訳しているので, ここでは必要に応じて筆者の文脈で語るときには「政治的リテラシー」を, 訳書を尊重する場合には「政治リテラシー」の語を用いることとする。またクリックは「1970 年代の『政治教育と政治リテラシー』の意味は, あまりにも狭すぎたということである。『シティズンシップ教育』の方が『政治教育』よりも, 古来の伝統をうまく伝えてくれる」と述べてつも, シティズンシップリテラシーについては述べていないので, ここでは彼曰くの 1970 年代の「政治リテラシー」について考察する。